

こうとうぶ
高等部

せいとこころえ
生徒心得



あいちけんりつ とくべつしえんがっこう
愛知県立にしお特別支援学校

も く じ
目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

1 ^{にちじょうせいかつ}日常生活・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～2

2 ^{つうがく}通学・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

3 ^{せいとかい}生徒会・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

4 ^{ぶかつどう}部活動・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

5 ^{もんだいこうどうはっせいじ}問題行動発生時の^{たいおう}対応・・・・・・・・ P 5

6 ^たその他・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～6

はじめに

高等部の生活は、社会へ出て行くための準備期間として、大変重要な三年間となります。規則正しい生活を送るといふ基本的なことはもちろんのこと、社会のルールやマナーを守るといふことの大切さを理解し、実行していくことが大切です。学校生活及び家庭生活において責任ある行動を心がけましょう。

※T部門・・・知的障害教育部門 S部門・・・肢体不自由教育部門

I 日常生活

(1) 身だしなみ

- ①常に清潔な身なりを心がけること。
- ②季節や自分の体調に合わせて服を調節すること。
- ③ハンカチ、ティッシュを常に携帯すること。
- ④頭髪は常に清潔にし、派手なパーマやカール、脱色及び染色などはしない。肩より長い場合は、何かに挟まったり、引っ張られたりしないように縛ること。

※身だしなみを整えることで、にしお特別支援学校の生徒として、相手に良い印象を与えることができます。また、派手なパーマやカール、脱色及び染色をしないことは、身の安全を守ることにつながります。

(2) 制服

- ①シャツを入れ、ズボンやスカートをきちんとはくこと。
(夏服はシャツを出しても良い。)
(着替えが困難な生徒はその限りではない。)
- ②スカートの丈は、膝頭が隠れる程度の長さにする。
- ③防寒着は、柄物や華美な物は避ける。

※①②は、裾につまずいて転倒することを避けたり、転倒した際に直接肌を傷付けることを避けたりできます。防寒着は、安全面・防犯面・機能面を考えて選びましょう。

(3) 運動服

- ①にしお特別支援学校の運動服を着用する。
(熱中症対策として上着を出しても良い。ただし、運動など上着が引かかると危険な場合は上着を入れる。)
(衣服の着脱が困難な生徒及び特別な理由がある生徒は、その限りではない。)
②長袖体操服についての指定はなく、白又は紺色の単色(ワンポイント程度)の物にする。(半袖体操服の下にインナーとして着用してもよい。)

(4) 持ち物

- ①持ち物は、自分で管理し、友達と物の貸し借りはしない。
②必ず持ち物には名前を書く。
③必要のない現金や学習に必要なものは持ってこない。
④通学かばんの指定はなく、華美な物は避け、使いやすい物を持つようにする。

学校に持ってきてはいけない物の例

- ・ゲーム(カード) ・おもちゃ ・学校生活で必要のない本(漫画) ・携帯用音楽再生機
※分からない場合は、相談しましょう。トラブルを避けたり気持ちを落ち着かせたりするために必要だと判断した場合は、許可する場合があります。
※携帯電話・スマートフォンの使用については、許可願いの申請が必要となります。

(5) 靴について

- ①通学靴(体育の授業で使用)と上履きは区別すること。上履きはかかとがあり脱ぎ履きしやすいものにする。(履き替えが困難な生徒はその限りではない。)
②体育館シューズについての指定はなく、サイズや用途に合わせて各自で購入する。困った場合は相談すること。

(6) 身分証明書

ひとり通学生は必ず携帯すること。紛失した場合は再発行をするため、速やかに担任に申し出る。

2 通学

(1) 一人通学について

きょうつうじこう 共通事項

- ① 交通ルールやマナーをしっかりと守ること。
- ② 届け出た通学経路をしっかりと守って通学すること。
- ③ 困ったときや何らかのトラブルに巻き込まれたときに、家庭や学校に連絡したり、周りの人に助けを求めたりすること。
- ④ きちんとした身なりをすること。
- ⑤ 登下校時間を守ることを。

こうきょうこうつうきかん 公共交通機関

- ① 乗客や友達に不快な思いをさせないこと。
- ② 乗車ルールやマナーをしっかりと守ること。
- ③ 定期券等を正しく提示したり、改札機にかざしたりすること。

じてんしゃ 自転車

- ① ヘルメットを必ず着用すること。
- ② 点検表に従って定期的に自転車点検を行い、学校に提出すること。

ていりようしゃ スクールバス停利用者

- ① T部門は発車時刻の5分前、S部門は10分前に、必ずバス停に集合すること。

(2) 欠席、遅刻及び早退について(部活動の欠席・遅刻を含む)

- ・ 欠席及び遅刻は、安心メール(学校指定)又は電話で連絡すること。

学校(安心メール)：当日の午前8時までにする。

電話連絡：原則、午前8時から午前8時30分までにする。

(自分で連絡する場合は、保護者と一緒に連絡すること。通学途中の緊急時はその限りではない。)

- ・ 早退する場合は、必ず担任に伝えること。
- ・ 欠席、早退及び遅刻の場合は、その理由についても担任に知らせること。

3 生徒会

(1) 生徒会役員

高等部：会長1名、副会長1名、書記1名

任期 前期：4月～10月（後期生徒会役員認証まで）

後期：10月～3月（新年度については、新規役員決定まで継続）

（後期生徒会役員は、1、2年生から選出する。）

4 部活動

本校部活動のねらいは、興味・関心のある分野に自主的、継続的に取り組むことで、豊かで充実した学校生活を経験することと、学年や学級の枠を超えた活動や各種大会への参加、他校、地域との交流を通して豊かな人間形成を図ることです。

(1) 部活動の種類

- ①バスケットボール部・・・主にバスケットボール運動に親しむ活動を行う。
- ②フライングディスク部・・・主にフライングディスク運動に親しむ活動を行う。
- ③レクリエーション部・・・芸術に親しむ活動やボッチャ等の軽スポーツに親しむ活動を行う。

※①②の部活動：T部門の一人通学生を対象

※③の部活動：T部門の一人通学生・S部門の希望生徒対象

(2) 活動日

	バスケットボール部 フライングディスク部	T部門 レクリエーション部	S部門 レクリエーション部
朝の活動	8:00～8:30(火～金)	8:00～8:30(火～金)	
午後の活動	授業後から～16:00 (月・金)	授業後から～16:00 (月・金)	授業後から～15:50 (金のみ)
下校時刻	16:20学校発	16:20学校発	15:55(保護者迎え)

5 問題行動発生時の対応

(1) 法律に触れる行為(飲酒・喫煙・無免許運転・万引きなど)

①特別指導

(2) 自他共に学校生活への影響が及ぶ行為

(いじめ・授業の妨害・携帯電話不正使用・無断アルバイト等)

①担任指導 ②学年主任指導 ③特別指導

※特別指導の始めと終わりに、保護者の方に来校を依頼する場合がある。

6 その他

(1) 外出・外泊

①保護者同伴でない外出は、行き先、目的、帰宅時刻を家の人に伝え、身分証明書を携帯する。

②保護者同伴でない夜間の外出や外泊はしない。

③異性二人で出掛けることや、異性の自宅を訪問することはしない。

※非行や犯罪被害から大切な命や身体を守るため、本人・保護者・学校それぞれが心がけて行動する必要があります。

(2) アルバイト

家庭の経済的な理由、進路先からの依頼等でやむを得ない場合のみ、学校が相談に応じる。無断で、アルバイトを開始することは認めない。許可申請が必要となる。

(3) 運転免許証の取得

原則として認めない。ただし、以下の4点を満たした者については認める場合がある。

その際は、許可申請が必要となる。

(自動車学校への入校は許可するが、取得は卒業後とする。)

①就職内定者

②会社側から免許取得の依頼を受けた者

③保護者から要望があった者

④学校が許可できると判断した者(出席状況や学校生活の様子から判断する。)

けいたいでんわ
(4) 携帯電話・スマートフォン

ひとりつうがくせい がっこう しょじ たいしょう
①一人通学生のみ学校での所持の対象とする。

(スクールバス停までの一人通学生も含む)

しょうきぼうしゃ きょがしんせいしやう と ひつようじこう きにゆう うえ がっこう ていしゆつ
②使用希望者は許可申請書を受け取り、必要事項を記入の上、学校に提出すること。

きんきゆう じいがい しょう みと どうげこう しかてい ひつよう れんらく きよか
③緊急時以外の使用は認めない。登下校時家庭への必要な連絡は許可すること。

がっこう (0563-65-5431) どうろく がっこう でんわ ちゃくしん
④学校(0563-65-5431)を登録し、学校からの電話が着信できるようにしておくこと。

ご じいこう ともだち つうわ どう りよう がっこうせいかつ
⑤午後8時以降の友達との通話やメール、SNS(LINE等)の利用については、学校生活に支障をきたさないようにすること。

ほんにん どうい え うえ けいたい りれきなど しょくいん かくにん ばあい
⑥本人の同意を得た上で、携帯の履歴等を職員が確認する場合がある。

かくかてい けいたいでんわ しょう き
⑦各家庭で携帯電話使用のルールを決めておくこと。

けいたいでんわ しょう
<携帯電話使用のルールの例>

インターネット、ゲーム及び通話等の制限、ながら携帯の禁止(歩行中、自転車乗車中)、
公共の場での使用マナー等、フィルタリング設定、ペアレンタルコントロール

ちやうじかん りよう しんしんども しょう ばあい あいて きも かんが
※長時間の利用は、心身共に支障をきたす場合があります。相手の気持ちをよく考え、
れんらく じかん くふう ぶんめん ないよう かくにん りよう
連絡する時間を工夫したり、文面や内容をよく確認したりするようにしましょう。利用
する一人一人が心がけて行動する必要があります。

ふそく
附則

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん どうこうぶせいとしどう てび せこう
・令和4年4月1日 令和4年度高等部生徒指導の手引き施行

れいわ ねん がつ にち こうどうぶせいとしどう てび あらた れいわ ねん どうせいとこころえせこう
・令和5年4月1日 高等部生徒指導の手引き改め令和5年度生徒心得施行

ホームページ掲載

れいわ ねん がつ にち かいてい
・令和5年9月1日 改訂

2 つうがく けっせき ちこくおよび そうたい ぶかつどう けっせき ちこく ふく
通学(2)欠席、遅刻及び早退について(部活動の欠席・遅刻を含む)

れいわ ねん がつ にち ついき
・令和6年2月1日 追記

(2) せいふく (3) うんどうふく () ない
(2)制服 (3)運動服 ()内